

積立式定期預金規定（「夢・ためちゃお」規定）

2020年4月1日現在

愛銀積立式定期預金「夢・ためちゃお」（以下、「この預金」といいます。）は、次の規定が適用されるほか、本規定に定めのない事項については、自由金利型定期預金（M型）規定（以下、「スーパー定期規定」といいます。）によるものとします。

1.（預金の預け入れ等）

- （1）この預金の預け入れは、1回あたり1,000円以上とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。
- （2）この預金は口座振替によるほか、現金、小切手、その他証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預け入れできます。

2.（証券類の受け入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。この場合の満期日までの「適用利率」、「中間利払利率」、「中途解約利率」および「一部支払い後の利率」は、受入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率をもとに決定します。
- （2）受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受け入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3.（口座振替による預け入れ）

- （1）口座振替により預け入れる場合、振替日、振替金額、引落指定口座、引落方法等はあらかじめ提出された口座振替依頼書に記載された内容によるものとします。
- （2）振替日、振替金額、引落指定口座等を変更するときならびにこの口座振替を中止するときは、あらかじめ当店に対しその旨を届け出てください。

4.（預け入れ預金の取り扱い）

この預金の預け入れは、次のとおり取り扱います。

- （1）この預金は、この預金口座を開設した日から1年目の応当日以降5年目の応当日までの範囲内で積立目標日を指定することができます。
- （2）預け入れのつど、個別に、積立目標日を満期日とする1口の自由金利型定期預金<M型>（以下「スーパー定期」といいます。）としてお預りします。
ただし、積立目標日の1か月前応当日の翌日以降は預け入れることができません。
- （3）この預金は目標日以後に支払います。

5.（利息）

この預金の利息は、次の方法によって計算します。

- （1）この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および預入日現在におけるその期間に応じた店頭表示のスーパー定期の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算します。
なお、預入日から満期日までの日数が2年以上ある個別の預け入れ預金のその利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算します。
- （2）満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。
- （3）この預金を第11条第1項により満期日前に解約する場合および同条第3項または第4項により解約する場合、個別の預け入れ預金のその利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、預入日から解約日までの日数が2年以上ある個別の預け入れ預金のその利息は、預入日から解約日の前日までの日数について預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金利率
- ② 6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

- ③ 1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%
- ④ 2年以上3年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%
- ⑤ 3年以上4年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%
- ⑥ 4年以上5年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とします。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後にを行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

7. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（当行が特に認めた場合には署名）を届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
- ② この預金の預金者が第9条第1項に違反したとき

- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (4) 前2項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (5) この預金は、払い戻しする預金を指定せず預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で、払戻請求することができます。この場合は、1口ごとの元金合計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日から解約日までの日数の少ないものから順次解約します。条件が同一となる預金が複数ある場合は、預入日順に、払戻請求金額と預入金額が一致するものを優先して解約します。条件が同一となる預金が複数ある場合は、預入日（または継続日）順に、払戻請求金額と預入金額が一致するものを優先して解約します。
- (6) この預金は、払い戻しする預金を指定して払戻請求することができます。
- (7) 前第3項から第6項により払い戻す場合、第5条第3項で定める期日前解約利率により利息を計算します。

1 2. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
- なお、預金者または第三者の当行に対する債務（保証債務を含む）を担保するために、この預金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。
- ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、この預金で担保される債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限を加える定めについては適用せず、第1項により相殺することができるものとします。

14. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上